

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は世界に類を見ない速さで超高齢社会に至っており、今後、高齢化はさらに進行することが見込まれています。

そうした中、本県の高齢化率は、令和元年10月1日現在32.9%と、全国平均の28.4%を4.5ポイント上回っており、県民の約3人に1人は65歳以上の高齢者となっています。昭和22年から24年に生まれたいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には、高齢化率は34.8%、後期高齢化率も20.6%になると予想されています。

少子高齢化の進展に加え、世帯構造の変化などもあり、今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者や重度の介護を要する高齢者の増加も見込まれているところです。

今回新たに策定する第8期計画は、こうした時代の潮流を捉えながら、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、またその先の、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、第7期における地域包括ケアシステム構築の取組を継承しつつ、健康寿命の延伸、介護サービスを支える体制の強化や地域共生社会の実現など、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとなっています。

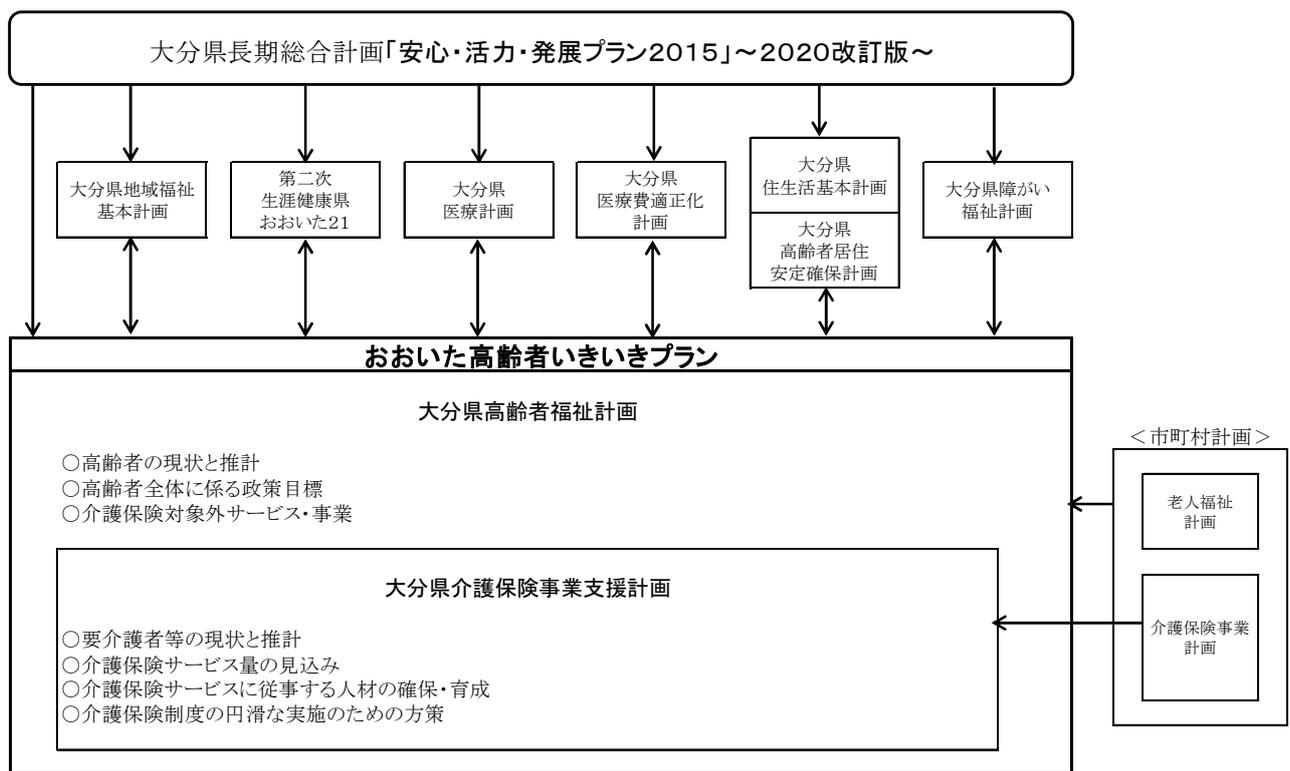
2 計画の性格と役割

本計画は、老人福祉法(第20条の9)に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法(第118条)に基づく介護保険事業支援計画としての性格を併せ持つものです。また、県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における高齢者福祉部門の具体的計画として、本県の高齢者福祉施策の基本指針となるものです。

また、市町村が策定する老人福祉計画及び介護保険事業計画の実施を支援する役割を持つことから、本計画のサービス見込量及び目標量の設定については、原則として市町村の老人福祉計画・介護保険事業計画の数値を積み上げていますが、必要に応じて広域的な視点からの調整を加えたものとなっています。

なお、他の県計画との関係では、地域福祉の基本的方向性を示す「大分県地域福祉基本計画」、県民が健康で自立した生活期間の延伸を図り、生活の質が向上することを目指す「第二次生涯健康県おおいた21」、質の高い効率的な医療提供体制を整備するための「大分県医療計画」、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進する「大分県医療費適正化計画」、高齢者の住まいを安定的に確保することを目指す「大分県高齢者居住安定確保計画」、障害福祉サービスの提供体制を整備するための「大分県障がい福祉計画」との整合性を図っています。

[図1-1] おおいた高齢者いきいきプランと他の計画との関係



3 計画の期間

本計画(第8期計画)は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間としています。これは、県が策定する介護保険事業支援計画が介護保険法に基づき、3年を1期とする計画とされていることによるものです。

4 高齢者福祉圏域の設定

本計画では、市町村域を越えた広域的な調整を図るため、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる高齢者福祉圏域を設定します。

この高齢者福祉圏域は、医療サービスと福祉サービスの連携を図る観点から、大分県医療計画（平成30年3月策定）に定める二次医療圏と合致させ、表1-1のとおり、6圏域としています。

[表1-1] 高齢者福祉圏域

圏域名	構成市町村名	面積(km ²)	人口		高齢化率(%)
				うち65歳以上人口	
東部 (3市1町1村)	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	803.21	201,207	71,002	35.3
中部 (4市)	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	1191.07	556,952	161,825	29.1
南部 (1市)	佐伯市	903.54	67,745	27,266	40.2
豊肥 (2市)	竹田市、豊後大野市	1080.95	54,261	24,656	45.4
西部 (1市2町)	日田市、九重町、玖珠町	1224.04	85,690	31,730	37.0
北部 (3市)	中津市、豊後高田市、宇佐市	1136.94	157,565	52,835	33.5

(注) 1. 人口(令和元年10月1日現在)は、「毎月流動人口動態調査」による

2. 人口には、年齢不詳を含まない

